



## 五位堂交番だより

香芝警察署

TEL 0745(71)0110

令和6年9月号

### 電磁石銃等の無償引取りについて

- 電磁石銃とは、電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃であって、弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものを言います。
- 改正された銃砲刀剣類所持等取締法の施行日（公布日（令和6年6月14日）から9か月を超えない範囲内において政令で定める日）以降は、電磁石銃の所持が原則禁止となります。
- 不法所持には罰則（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科せられます。
- 改正法の概要については、警察庁のホームページ（外部サイト）をご覧ください。

#### 〈引取り期間〉

改正法の施行日から起算して、6か月を経過する日までの間



### 令和6年秋の交通安全県民運動



#### 〈秋の交通安全県民運動〉

運動期間：令和6年9月21日（土）～9月30日（月）までの10日間

交通事故死ゼロを目指す日：令和6年9月30日（月）



#### 〈運動重点事項〉

- (1) 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- (2) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- (3) 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶